

新型コロナウイルス感染症感染予防対策助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防対策を図る町内事業者等に対し、新型コロナウイルス感染症に対する感染予防にかかった経費の一部を助成することについて必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和元年に事業収入があること又は、令和2年1月1日以降に事業を始めていること。
- (2) 町内で事業を営んでいること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、かつ、個人又は法人の代表者若しくは役員が暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(交付の対象経費)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、事業の再開や継続のため、新型コロナウイルス感染症の感染予防を行うため、事業所等の消毒や清掃、消耗品及び備品の調達等に必要な購入費とする。

- 2 助成対象経費は、令和2年1月1日から令和2年12月31日までに購入したものを対象とする。
- 3 助成金の申請は、一事業者につき、1回限りとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の10分の10とし、一事業者当たり20,000円を上限とする。ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）に規定する宿泊施設事業者、住宅宿泊事業法（令和元年法律第37号）に規定する宿泊施設事業者及び公共交通事業者（以下「宿泊施設事業者等」という。）については、100,000円を上限とする。

- 2 町内に複数店舗を有する事業所（宿泊施設事業者等を除く。）については40,000円を上限とする。
- 3 第1項及び第2項の規定により算出した助成金の額に、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 4 神奈川県感染防止対策に取り組んでいる事業所については、前各項の助成金の額に10,000円上乗せした額を助成金の額とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染予防対策助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 新型コロナウイルス感染症感染予防対策助成金請求書（様式第2号）
- (3) 経費を要したことがわかる領収書等の写し
- (4) 令和2年1月1日以降に事業を始めた者は、営業許可証や店舗の賃貸借契約書等の写し
- (5) 前条第3項に取り組んでいる事業所は、神奈川県感染防止対策取組書の写し

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、申請書の内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は前項の規定により、助成金の可否を決定したときは、新型コロナウイルス感染症感染予防対策助成金交付・却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により、交付決定した当該交付対象者に速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還請求)

第7条 町長は、交付対象者がこの要綱の規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって助成金の交付を受けたときは、新型コロナウイルス感染症感染予防対策助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により、助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該交付対象者から当該助成金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(令和2年6月12日湯河原町告示第85号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年6月12日湯河原町告示第100号)

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の新型コロナウイルス感染症感染予防対策助成金要綱は、令和2年6月12日から適用する。